

日本比較政治学会 ニューズレター

Japan Association for Comparative Politics

No. 33 November 2014

-
- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 2014年度研究大会報告 | 6. 2014年度総会報告 |
| 2. 企画委員会から | 7. 理事会報告 |
| 3. オンラインジャーナル編集委員会から | 8. 学会規約改正 |
| 4. 2013年度決算 | 9. 会員の異動 |
| 5. 2014年度予算 | 10. 事務局からのお知らせ |
-

2014年度研究大会報告

2014年6月28日(土)・29日(日)に、第17回研究大会が東京大学において開催されました。セッションは共通論題のほか、分科会が5、自由企画が6、自由論題が6となり、260名を越える参加者を得て盛会となりました。各セッションの企画担当者ないし参加者の方に報告・議論の要旨をまとめていただきましたので、以下に掲載いたします。

第一日 6月28日(土) 午後1:30～3:30

◆分科会A 「政治学における質的比較分析(QCA)の実践」

司会：日野愛郎(早稲田大学)

報告：上谷直克(アジア経済研究所)・岡田勇(京都大学)「抗うのか、甘受するのか—反鉱物資源開発運動の発生条件について」

藤田泰昌(長崎大学)「国際制度デザインを左右する要因群」

新川匠郎(上智大学・ベルリン自由大学大学院)「公的な政党間合意を取り付ける政権のQCAを通じた再類型化：ドイツとオーストリアの州における政権成立の分析過程で」

討論：石田淳(大阪経済大学)

質的比較分析(QCA: Qualitative Comparative Analysis)は、ある現象を引き起こす条件の組み合わせをブール代数のアルゴリズムにより縮約化する手法である。本

分科会では、条件を二値化するcrisp-set QCA(csQCA)を用いた西欧諸国における極右政党の台頭に関する分析事例が冒頭で紹介され、ワークショップとしての企画の意図が説明された。

藤田氏は、条件を多値に広げたmulti-value QCA(mvQCA)を用いて、紛争解決手続きが国際制度として備わる条件群を探った。その結果、協力内容が複雑な経済分野では、超大国が参加せず、かつ参加国数が少ない場合に紛争解決手続きが設置され、人権分野では、超大国が参加し、かつ参加国数が多い場合に設置することが明らかにされた。

上谷会員と岡田会員は、ペルーとエクアドルにおける反鉱物資源開発運動の発生条件を、28の鉱物資源開発プロジェクトの事例をもとに分析した。発生条件のファジィ集合によるfuzzy-set QCA(fsQCA)により導かれた解から、開発プロジェクトがコミュニティにもたらす「脅威」が高く、コミュニティが置かれている「経済社会的困窮」の度合いが高い場合に、反鉱物資源開発運動が発生することが明らかにされた。

新川会員は、ドイツとオーストリアの州政

権の123の事例から、「合意型の政権」の概念化、ならびに再類型化を行った。4つの条件群のファジィ集合 (fsQCA) をもとに2つの類型が抽出され、そのメンバーシップ値をもとに各事例の類型化がなされた。

討論の石田氏は、藤田報告を受け、論理的残余 (logical remainder) をブール代数解の導出に使用する際の仮定を担保する必要性を指摘し、QCAは事例数が少なくても計量モデルにおける交互作用項と同様の分析ができる利点を示唆した。上谷・岡田報告には、節約解の単純化の仮定を明確にすることや、複数国の事例を扱う意義を積極的に認めつつ、今後さらにキャリブレーションの妥当性を検討していくことの必要性に言及した。新川報告に対しては、概念の内包的意味をQCAにより縁取りすることの意義を評価した上で、条件群の1つである大連立に関する定式化についてさらに吟味するべきであるとした。

討論の日野会員からは、矛盾 (contradiction) 行の取扱いや複数国における複数事例を取り扱う際の課題が提示された。多くの参加者に恵まれ、日本の政治学において応用が始まったばかりのQCAの魅力と限界について考察する有意義な機会となった。(日野愛郎)

◆自由企画1「東南アジア諸国におけるアカウントビリティ・メカニズムの登場と民主化への影響」

- 司会：片山裕 (京都ノートルダム女子大学)
報告：外山文子 (京都大学)「タイにおける政治的アカウントビリティ—独立機関における制度的諸問題」
木場紗綾 (神戸大学)「国軍の非戦闘任務における民軍協力と政軍関係：タイ、フィリピン、インドネシアの比較研究」
伊賀司 (京都大学)「現代マレーシアにおける政治的スキャンダルと社会的アカウントビリティ—民主化移行期のニューメディアと野党の役割」
見市建 (岩手県立大学)「インドネシアにおける地方首長の台頭とアカウントビリティの政治」

討論：永井史男 (大阪市立大学)、高橋百合子 (神戸大学)

本企画は、地域的な統合を高めつつも異なる民主化の経路を辿っている東南アジア4か国におけるアカウントビリティ・メカニズムの導入と民主化過程への影響について、それぞれ違うアカウントビリティの分野に注目し、比較研究を目指す試みであった。

まず、選挙アカウントビリティの観点からインドネシアの事例を扱った見市報告は、地方首長の直接選挙制とニューメディアの発達が、大統領にまで駆けあがったジョコ・ウィドドを筆頭に、有権者への応答性を武器とする地方首長の登場を生んでいると分析した。

次に、国家内機関の水平的アカウントビリティに注目し、タイの事例を扱った外山報告は、同国における政治的混乱を「アカウントビリティの衝突」と捉え、これが同時期に設立された多数の独立機関の制度設計に起因すると指摘した。

続いて、マレーシアの事例を扱った伊賀報告は、近年の政治的スキャンダルを題材に、権威主義体制下における社会的アカウントビリティの行使主体としての野党やニューメディアの改革への役割に注目した。

最後に、民軍協力における国際的アカウントビリティに着目して、タイ、フィリピン、インドネシアの比較を行った木場報告は、ASEAN内の相互圧力を受けながらも、軍はあくまでその組織的目的のためにアカウントビリティ・メカニズムを利用していると指摘した。

討論者である永井会員と高橋会員は、比較研究の発展可能性、異なるアカウントビリティ・メカニズムの相互作用や権威主義体制下におけるアカウントビリティ概念の有効性など、理論的な貢献について積極的な評価をするとともに、各発表におけるアカウントビリティ概念の定義のあいまいさ、問いの設定と分析概念としてのアカウントビリティの不整合を指摘した。討論を通じて、今後の研究の展開に向けた課題が明確になった。(見市建)

◆自由企画2「政治変動における非言語的象徴」

司会：酒井啓子（千葉大学）

報告：半澤朝彦（明治学院大学）「ラ・マルセイエーズからエル・ジェネラルへ：政治の『物語』と視覚・聴覚」

池内恵（東京大学）「革命象徴の篡奪と権威主義体制の再構築：エジプト2013年7月3日クーデタへの道」

福田宏（京都大学）「『東欧革命』への『長い』軌跡：『正常化』時代における非言語的象徴の機能」

討論：芝崎祐典（筑波大学）、山本信人（慶應義塾大学）

本自由企画では、2010年末からアラブ諸国で始まった路上抗議運動や、2009年より激化したタイでの反政府デモなど、運動主体の間で多くの象徴が共有され伝播し、その後の政治展開に重要な役割を果たしたことから、絵、音楽や映像、パフォーマンスなど非言語的象徴に注目した。まず本企画の企画趣旨説明ともなる半澤報告は、音楽などの聴覚的表象に代表される非言語的表象が、政治の嘗為一般において規定的な影響力を発揮することに着目すべき、と主張した。特に「音」は、安定的で固定的な視覚的表象に比べて一時的、刹那的だが篡奪や転化が容易で、強力な要約機能を持つと指摘する。続いて池内報告は、「アラブの春」でデジカメやインターネットなどの普及によって、従来とは異なる象徴の革命的役割が出現したと指摘した。報告では、エジプト、チュニジアの例を中心に、ラップや抒情的な歌曲がいかに現場で歌われ、YouTubeで共有されていったか、実際の音と映像を再現しながら、それが社会運動に果たした役割を分析した。最後の福田報告は、池内の取り上げる「アラブの春」に1968-89年の「東欧革命」を対比させ、それぞれの時代における革新的な素材（前者のSNSやYouTubeと後者のロック音楽とテレビ）の利用という点での共通点を見る。同時に、体制側がこれらの革新的聴覚的表象をいかに飼いならしていったかを分析した。

これらの報告に対して討論者の芝崎会員から、非言語的表象は歌詞分析など分析過程で結局言語化されてしまうのではないか、その矛盾をいかに克服するかとのコメントが指摘

された。また山本会員は、氏が専門とする東南アジアでの事例を引きつつ、非言語表象の「色」が果たす現代的役割など、視覚的表象もまた流動性と篡奪性を持つことを指摘した。フロアからは、非言語的表象をいかに「実証」するのかとの根源的な問いが投げかけられたが、この問いは今後追求するに足る大きな課題であろう。（酒井啓子）

◆自由論題1 「執政府と政治過程」

司会：浅羽祐樹（新潟県立大学）

報告：廣井多恵子（テキサス大学エルパソ校）
「大統領制における連立政権のリスクと審議引き延ばしに関する考察：ブラジルの事例から」

松本俊太（名城大学）「小泉純一郎は本当に大統領的首相では『ない』のか？：55年体制期の『首相動静』データを用いた首相の行動の分析」

討論：菊池啓一（日本貿易振興機構アジア経済研究所）、菅原琢（東京大学）

大統領制における立法過程についてはこれまで二大政党制で単独政権の米国を事例に分析されてきたが、廣井報告は多党制で連立政権になるブラジルを事例に、連立政権構築・維持のための大統領の戦略に注目し、与野党間関係だけでなく与党内の関係が法案成立にかかる時間にどのような影響をもたらすかを検証した。下院における立法時間の生存分析の結果、連立政権を構成する各党への閣僚ポストの配分と議会での議席占有率が比例的でなければならないほど、また、野党が凝集적であればあるほど、審議引き延ばしによる議事進行の遅延が発生するということが実証された。

松本報告は、小泉首相の強さが個性と制度改革のどちらに拠るものなのかについて、待鳥による首相動静データを55年体制期に拡大し日単位で整備することで、大統領的首相の中曽根と比較して分析した。中曽根の場合、1年目は制度改革以前の他の首相と同じく弱かったが、2年目以降執政中枢部との面会が増え、次第に大統領的になったという。小泉政権では発足当初は制度改革以降の自民党首相と同じくらい執政中枢部と面会しているが、

次第に面会の頻度、特に執政部との面会が減少するという。首相の強さは「人か制度か」ではなく、「制度を使いこなす人であるかどうか」が重要であると示唆される。

菊池討論では、廣井報告の意義について、連立大統領制の事例分析はブラジル政治理解だけでなく比較議会政治研究の地平を広げるものであると同時に、法案成立率という多用されるが安易な観察主義の陥穽を克服する研究方法であるとして位置づけられた。

菅原討論では、松本報告の意義について、首相動静データという政治の日常に対する計量分析は、制度改革前後の日本政治の変容だけでなく、政治学一般における制度とアクターの相互作用を明らかにする上でも、有用な研究方法であると評価された。(浅羽祐樹)

◆自由論題2「比較政策研究」

司会：稗田健志（大阪市立大学）

報告：杉野綾子（東京大学大学院）「米国の規制行政——クリントン・オバマ政権下における協調型規制の試みと、その限界——」

縄倉晶雄（明治大学大学院）「人的資本の観点から見た農村地域近代化の阻害要因：韓国の稲作農家を主な事例として」

早川有紀（東京大学大学院）「予防をめぐる化学物質政策の日欧比較分析」

討論：安周永（常葉大学）

本自由論題は、公共政策の形成・執行プロセスの諸相をさまざまな角度から分析した意欲的な若手の報告が並んだ。

まず、杉野報告は、米国における政策実施の手法のひとつである「協調型規制」が出現した背景と、現時点における評価、そして「協調型規制」への評価において民主党・共和党の間に温度差が見受けられることの要因を分析した。

つぎに、縄倉報告は、韓国政府が農業の生産性向上や農民の技能向上を政策的に推し進めてきたにもかかわらず、同国農村に零細規模の貧困農家が滞留するのは何故なのかという問いを立てた。そしてその問いに対する答

えとして、生産性効率が低く、新たな技能を身につけることも難しい高齢農民が引退せずにいることを挙げ、かつその理由として、韓国の社会保障整備が遅れ、高齢者が引退できる環境が整っていない点を指摘した。

最後に、早川報告は、予防をめぐる規制の内容がいかなる制度的条件によって決まるのかという点を明らかにした。具体的には、国際的な規制目標は共有されながらも、1990年代以降の予防をめぐる環境規制について日本に比べてヨーロッパで企業負担の重い化学物質規制が成立したのはなぜか、という問いに対し、日欧の制度配置が規制主体の権限に対して異なる影響を与えたことにより、規制内容に違いが生じたことを主張した。

これらの報告に対し、討論の安会員は、先行研究のなかに報告を位置付ける必要性、明確に概念を定義する必要性、そして独立変数となる制度とアクターとの関係性のもう一段厳密な分析の必要性などを指摘した。また、稗田会員は、論文における問題設定の重要性、反実仮想分析の必要性、政策形成プロセスと政策執行との関係などについて問題を提起した。(稗田健志)

6月28日(土) 午後4:00～6:00

◆分科会B「福祉国家と世論」

司会：稗田健志（大阪市立大学）

報告：角野隆則（オックスフォード大学大学院）「だれが再分配を支持するのか：国際社会調査データを用いた世論分析」

矢内勇生（早稲田大学）「経済格差と有権者の格差認識が再分配に及ぼす影響」

筒井淳也（立命館大学）「政治的態度の国際比較研究における因果的分析と探査的分析」

討論：平野浩（学習院大学）、宮本太郎（中央大学）

本分科会は、社会保障政策をめぐる個人レベルのミクロの態度と、マクロな福祉制度や

政策との間の相互作用を検討した。

角野報告は、「ターゲット効率性」、すなわち再分配政策をどれ位低所得階層に集中させているのかというマクロな福祉国家の特徴に応じて、所得階層に応じて人々の社会保障政策への支持が変わる程度を International Social Survey Program (ISSP) の国際比較データの分析から探った。そして、実証分析の結果から、ターゲット効率が高い国では、低収入層と高収入層との間に大きな選好ギャップが存在するのに対し、ターゲット効率が高い国では、選好ギャップは存在しないことを明らかにした。

続く矢内報告は、所得格差が大きくなるほど再分配の規模が増すとする Meltzer and Richard (1981) の標準的な政治経済モデルが現実化しない理由を、有権者の不平等の認知の偏りに求める仮説を立て、実証分析を行った。ISSPをマルチレベル分析した結果は必ずしも仮説を支持するものではなかったが、日本に焦点を絞った分析では、所得格差を過小評価する人ほど再分配に対する支持が小さくなることが明らかとなった。

最後の筒井報告もまたISSPのデータを用い、人々の政府の責任を重視する程度が階級、性別、年齢といった社会的分断線によって異なる程度と、そうした社会属性には還元できない各国のマクロな特徴を混合効果モデルによって国ごとに推定し、そのクロスナショナルな類似性と多様性を探索的に検討した。

これらの報告に対して、討論の平野会員は、福祉レジーム類型論を超えた政治体制の違いや歴史性を考慮に入れる必要性を指摘し、宮本会員は「構造・態度・制度の相互作用」という枠組みから各報告が前提とする因果関係の再検討を促した。聴衆の数も多く、充実した分科会となったといえよう。(稗田健志)

◆分科会C「個人支配体制の地域間比較」

司会：増原綾子（亜細亜大学）

報告：佐藤章（アジア経済研究所）「民主化後アフリカの個人支配の変容？」

岡田晃枝（東京大学）「中央アジアの民主化と『個人支配』体制」

磯崎敦仁（慶應義塾大学）「北朝鮮の個

人支配体制——社会主義と三代世襲の両立」

討論：池内恵（東京大学）、武田康裕（防衛大学校）

本分科会においては、アジア・アフリカ地域の個人支配体制について、その変容過程も含めて検討を行った。

まず、佐藤会員が1990年代以降のアフリカ民主化過程における個人支配の持続性と変容について論じた。大統領三選禁止規定と定期的選挙によって政権交代が起こる一方、長期独裁が継続し、また任期制限を撤廃する国も出現している。相反する状況の中でアフリカ諸国が向かう方向性について問題提起を行い、個人支配の適応や再確立の動きを指摘した。

次に、岡田会員が中央アジアの個人支配体制について議論した。特にトルクメニスタンには、大統領への権力集中や個人崇拜などスルタン支配の特徴のみならず、イデオロギー統制や動員など全体主義的傾向も見られると分析する。同時に、暴力は比較的緩やかで、部族間のバランスに配慮したポスト分配、国民へのパトロネジ分配も行われ、ソ連時代の全体主義的統治を踏襲しつつも、翼賛型個人支配の性格を帯びていると結論づけた。

北朝鮮の個人支配体制を論じた磯崎会員は、三代世襲に基づく超長期独裁政権の継続を支える国内的国際的条件について分析を行った。国内的条件として、強力な暴力装置とパトロネジ分配、個人崇拜の徹底した教化による革命の防止、党による軍統制と軍への優先的なパトロネジ分配を挙げ、国際的条件としては分断国家と核保有を挙げた。

討論においては、池内会員より個人支配概念に基づく分析の有効性、特に類型論と体制の持続・変容とをどのように関連付けて論じるのかについて論点が提起された。また、武田会員からは制度概念と状況概念の区別を意識して論ずることの必要性や、個人支配を長期化させる仕掛けをめぐる分析について論点が提起された。いずれの発表、コメントも密度の濃いもので、充実した内容の分科会となった。(増原綾子)

◆自由企画3 「代議制民主主義の比較分析：日米韓三ヶ国比較」

司会：谷口将紀（東京大学）

報告：小林良彰（慶應義塾大学）「日本の代議制民主主義の機能に関する分析：参議院における公約と議会内投票の一貫性」

鷺田任邦（東洋英和女学院大学）「米国の代議制民主主義の機能に関する分析：社会経済政策をめぐる公約と議会内投票の一貫性」

金允希（慶應義塾大学）「韓国の代議制民主主義の機能に関する分析：政治意識における帰結」

討論：河田潤一（神戸学院大学）

本自由企画の目的は、日米韓三ヶ国における代議制民主主義の機能を測定するものです。現実には多くの国で「政治家が提示した公約の中で、有権者が自分の最適点に最も近いものを選び、投票行動を決定する」ことを通して「自分達のことを自分達で決定する」という代議制民主主義の「擬制」が成立することを要件に、エリート民主主義を許容せざるを得ないことになっています。そこで本自由企画では、現在の日本や米国、韓国でこうした「擬制」が機能しているのかどうかを明らかにしました。

まず小林報告では、2007年参院選で当選した政治家が選挙で提示した公約と当選後の議会活動の間にどのような一致度がみられ、それが2013年参院選の結果にどのように反映したのかを明らかにしました。次に鷺田報告では、資源配分政治における議員行動の一貫性、具体的には、公約で言及の多かった社会経済関連予算をめぐる公約と議会内投票行動の一貫性とその規定要因について検討しました。最後に金報告では、韓国において代議制民主主義の機能が政治的有効性感覚などの政治意識にどのような帰結をもたらしているのか検証を行いました。これらの三報告を通して、日米韓三ヶ国における民主主義の機能の相違とそれを規定する要因を解明しました。

これらの報告に対して、討論者である河田会員から世代の違いによる社会化の影響について質問がなされた他、浅羽会員や木村会員

などフロアからも質問や意見が行われて有益な議論が行われました。（小林良彰）

◆自由企画4 「中東イスラーム諸国の『民主化』過程における憲法裁判所の役割」

司会：石黒大岳（アジア経済研究所）

報告：金谷美紗（中東調査会）「民主化過程における司法府の政治化？：エジプトの事例」

井上あえか（就実大学）「パキスタン民主化における司法の役割」

岩坂将充（同志社大学）「トルコにおける『民主化』と憲法裁判所：体制移行と正統性付与の観点から」

討論：立花優（北海学園大学）

本企画は、司法の憲法判断が「民主化」過程における軍の政治的影響力を減退させ、「民主的」な体制への正統性を付与する役割に着目し、エジプト、パキスタン、トルコの3つの事例をとりあげ、比較分析する試みであった。

金谷報告は、司法府の組織的利益が独立性の確保と自由主義的・世俗的な法体系と政治秩序の維持にあることを示し、ムスリム同胞団政権下でのイスラーム主義とリベラル派の政治的競争において、司法判断を求められた憲法裁判所が中立性を喪失し、司法の政治化が生じた過程を明らかにした。

井上報告は、1985年の民政移管以降、最高裁判所が憲法に規定された公益訴訟の管轄権を積極的に行使して公正の実現という政治的効果を確認し、チョウドリー最高裁長官とムシャラフ政権の対立を契機として、司法が軍と政府から自立性を確保するとともに、政党政治家に対しても公正さを求め、三権分立が進展しつつあることを明らかにした。

岩坂報告は、AKP政権が民主化改革をEU加盟という目標とリンクさせることで、軍に改革を受け入れさせ、軍による司法人事への関与ルートを遮断した結果、司法の独立性が高まり、憲法裁判所によるAKP政権への正統性付与と、体制の擁護者であった軍の特権の剥奪につながったことを明らかにした。

以上の報告に対し、立花会員は、三報告が

共通して司法府の政治化を検討しながら、「司法判断の政治問題化」と「司法府の政治的行動」を明確に区別していないことを指摘し、より検討を深めるために、各国の制度設計や訴訟手続きや、憲法裁判がどのような法理に基づいてなされているのかについても考察を加える必要性を提起した。本企画は中東イスラーム諸国の民主化過程における司法の役割の検討について端緒を開くものであり、政治状況の側面だけでなく法制度・法文化の側面も視野に入れた今後の研究の深化が期待される。(石黒大岳)

◆自由論題3 「比較の中のアメリカ政治」

司会・討論：前嶋和弘（上智大学）

報告：梅川健（首都大学東京）「アメリカにおける三権分立制の変容——カーター政権における議会拒否権と署名時声明をめぐる大統領と議会の攻防を中心に——」

松井幸太（東京大学大学院）「米国における『労働権（right-to-work）』をめぐる法と政治：運動・普及・帰結」

宮田智之（東京大学大学院）「グローバルな文脈におけるアメリカのシンクタンクの特徴」

討論：菅原和行（釧路公立大学）

梅川健会員（首都大学東京）による「アメリカにおける三権分立の変容：カーター政権における議会拒否権と署名時声明をめぐる大統領と議会の攻防を中心に」は、近年注目度が増している大統領署名時声明という政策変更手段に注目し、先行研究が指摘するレーガン政権期ではなく、カーター政権期に議会拒否権への対抗措置として署名時声明の原型が準備されていたことを解明している。

松井孝太会員（東京大学）の「米国における『労働権』をめぐる法と政治：運動・普及・帰結」では、米国の比較政治経済学的特徴として労組の組織率の低さに注目し、労組の組織化を規定する労働法政策とそれをめぐる政治的対立を重視。労働権法をめぐる運動、普及、対立の様相など実態を整理したうえで、労働法の労働組合抑制効果を合成対照法によ

って比較事例的検証を試みている。

宮田智之会員（日本国際問題研究所）の「グローバルな文脈におけるアメリカのシンクタンクの特徴」では、アメリカのシンクタンクの「例外性」を否定的に捉えるストーン等の研究に対して、アメリカのシンクタンクには発達の度合い、独立性、専門家の内部的地位、世界的関心、海外への浸透など、際立った独自の特徴が存在することが指摘されている。

以上の三会員からの報告に対して、前嶋和弘会員（上智大学）、菅原和行会員（釧路公立大学）から、梅川会員に対して、1：議会民主党の動向はどうなっていたのか、2：カーター政権以降の（全）政権に報告で指摘された傾向が等しく存在したのかなどのコメントがあった。次に松井会員に対して、1：労働権以外の労組弱体化の交絡要因についての確認、2：統計分析の「解釈」の妥当性等のコメントがあった。宮田会員に対しても、シンクタンクの「例外性」・「特異性」の強調と比較研究の両立は可能なのかなどの質問が提起された。この後、フロアからの質問も多数あり、充実したセッションであった。（西川賢）

◆自由論題4 「ヨーロッパにおける地域政策」

司会・討論：若松邦弘（東京外国語大学）

報告：奥野淳也（東京大学大学院）「近接比較の中の北欧『レギオン改革』——福祉国家再編期の政治プロセスを通して」

川島佑介（名古屋大学大学院）「各層政府の政策志向と政策内容の形成および変化——事例研究：ロンドン・ドックランズ地区再開発」

吉住修（熊本大学大学院・熊本市役所）「フランスの地域における市民社会と議会の新たな関係——参加・熟議と意見循環システム——」

討論：藪長千乃（東洋大学）

本自由論題は、ヨーロッパにおける地域レベルのガバナンスやデモクラシーの変容を扱う三本の報告から構成されている。奥野報告は、スウェーデンとデンマークのレギオン

改革の相違を、医療・福祉領域におけるサービス供給改革のタイミングと結び付けた説明を試みるものであった。川島報告は、ロンドンのドックランド地区の再開発を事例に、二重国家論、都市間競争論という、中央政府と地方政府の機能分担を説明する既存の二つのモデルを修正するための必要があるとし、国際化という要因を組み込んだ修正モデルを提案した。吉住報告は、フランスの都市近隣自治組織の機能と構造の比較分析を行い、フランスの民主主義の変容をとらえようとするものである。

これらに対して、討論者の若松会員、藪長会員からは、多面的なコメントが示された。奥野報告に対しては、そもそも対象二ヶ国の相違が果たして本質的にそれほど大きなものであるのか、仮にそうであるとすれば今後どのような帰結を生み出していくのか、さらには改革の帰結を説明する上では党派的要因が必要ではないか、という点が示された。川島報告については、この「モデル」が一般性を持つものか個別事例の説明のためのものか、一般的に適用可能であるとすれば他にどのような事例がありうるか、政治経済的要因とは区別しうるイデオロギー的要因をどう考えるか、地方政府のあり方そのものについての変化を考えなくてよいか、といった質問が向けられた。そして吉住報告に対しては、制度的要因と実際の運用・政治過程の実態がどう関連しているのか、その制度的要因の相違はどこから来るのか、党派性が影響しているのではないか、さらには住民参加の制度化にはむしろ画一化の側面があるのではないか、といった論点が問われた。

フロアからの質問も交え、意欲的な報告に対し建設的な質疑が行われたといえる。(網谷龍介)

第二日 6月29日(日) 午前10:00～
12:00

◆共通論題 「政党政治と民主主義の現在」

司会：網谷龍介（津田塾大学）

報告：岡山裕（慶應義塾大学）「政党のイデオロギー的二極化がアメリカの政治的代表に持つ意義」

砂原庸介（大阪大学）「日本における制度改革と政党システムの制度化——一党優位政党制からの移行？」

中田瑞穂（明治学院大学）「ヨーロッパにおける政党と政党競合構造の変容——デモクラシーにおける政党の役割の終焉？」

討論：岩崎正洋（日本大学）

本共通論題は政党政治の個別研究を、より大きなデモクラシーの問題と関連付けることを意図したものである。砂原報告は、日本における国政での二党化と地方政治(特に都市)での多党化というズレが、国政と地方の制度の相違に起因するものとした上で、政党間競争・政党組織に焦点を絞って、政党システムの新たな制度化の不在について論じた。岡山報告は、近年のアメリカにおける二大政党の分極化、というしばしば指摘される現象について、それを政党組織のあり方と、利益団体の影響力という観点から検討しなおすことを通じて、政治的代表的あり方という大きなテーマと結びつけたものである。中田報告は、ヨーロッパにおける政党政治研究の大きな流れを概観しつつ、政党の性質の変化を、政党と有権者のリンケージ、政党間競合構造、の二点に着目して捉えることを試み、リンケージ戦略と競合構造がどのように連動しうるか、それが民主主義のあり方という点から現在どのような問題を抱えているかを論じた。

討論者の岩崎会員は、デモクラシーにおける政党の位置づけを整理し、政党研究のいくつかの系譜を概観した上で三つの報告をその中に位置づけ、政党というものを結局のところどのように位置づけるべきなのか、政党がデモクラシーの変化にいかに対応しうるのか、政党変容のどのような点をどこまでデータで裏付けることができるのか、といった論点を提示した。フロアからは、国政と地方の制度的不整合を修正するインセンティブが存在するか、政治家の分極化は選挙民の分極化を導くのか否か、政党間のイデオロギー距離と「凝集性」の関係はどう腑分けするか、大きな点として政治における組織の役割自体が大きく

変化していると見るべきかどうか、といった質問が示された。政党政治とデモクラシーの関係変容をいかに問うか、という点について、多面的な検討が行われたといえよう。(網谷龍介)

6月29日(日) 午後2:00~4:00

◆分科会D「司法を政治分析に取り戻す」

司会：浅羽祐樹（新潟県立大学）

報告：西川伸一（明治大学）「コンマ3官庁は「闘う司法」に脱皮できるか」

川村晃一（アジア経済研究所）「東南アジアにおける司法の比較政治学」

粕谷祐子（慶應義塾大学）「一票の格差と司法府の役割：多国間比較・アメリカ・マレーシア」

討論：間寧（アジア経済研究所）、大西裕（神戸大学）

司法は立法や執政と比べて政治学の分析対象や比較事例として位置づけられてこなかったが、「司法政治（judicial politics）」という分野の多様性と可能性を示すことを試みた。

西川報告は法令違憲が9件にすぎないという日本の司法消極主義の原因について、コンマ3という予算規模や10年ごとの裁判官の再任制度以上に、国民に直接選出されておらず民主的基盤が欠如している点を指摘した。しかし、裁判員制度の導入・定着によって、その基盤が担保されるようになると、「闘う司法」へ変わる兆しが見られるという。その動きを推し進めるために、学者出身判事の増加、その人選過程の透明化、任命年齢の引き下げなど最高裁のあり方について提言した。

川村報告は東南アジア5カ国の司法について、組織としての独立性、憲法上の権限、権力分有の3つの観点から比較した。特に、司法も執政府と立法府との相互作用における戦略的アクターとして措定する権力分立を重視し、競合性の高い権力構造で、執政府と立法府の選好が一致しない場合、つまり、議院内閣制より大統領制、統合政府より分割政府のとき、積極的になると指摘した。独立性や権限が同じでも、フィリピンやインドネシアが

タイより積極的なのはこのためであるという。

粕谷報告は票の不等価性、いわゆる一票の格差の原因を分析する上で司法の役割に注目した。他の機関からの独立性が高く、司法が違憲審査などに積極主義的であればあるほど票の不等価性が低くなるという仮説を検証するにあたって、多国間比較と韓国・マレーシアの事例研究という混合メソッドを採用した。多国間比較でも韓国における時系列比較でも仮説は実証され、司法の独立性と積極性を統制すると小選挙区制の効果が消えるという知見も合わせて示された。

大西討論は、政治制度としての司法という「司法政治」論が成り立つ条件について、逆に司法の中の政治の位置づけや官僚組織としての司法という観点から問い質した。(浅羽祐樹)

◆分科会E「定性的・多重的手法による比較研究の試み」

司会：待鳥聡史（京都大学）

報告：豊田伸（早稲田大学）「観察データに基づく因果効果推論は可能か：歴史アプローチの有用性について」

佐々木優（ワシントン大学大学院）「マルチ方法論に基づく定性的方法論と因果推論：欧州ナショナリズムを例として」

飯田連太郎（東京大学）「アメリカにおける州レベルの政党再編成：マルチレベルモデルを用いた分析」

討論：飯田健（同志社大学）

佐々木優会員（ワシントン大学）による「マルチ方法論に基づく定性的方法論と因果推論」は、近年の多重的研究の発展を踏まえて独自データに基づく定量的手法を用い、強靱な国家を持つ民族を同定。それらのサンプルをさらに絞り込み、国家が誕生してしかるべき事例ながら実際には誕生しなかった「ニアミス」の民族事例について、さらに詳細に研究するという手法を採用している。

豊田紳会員（早稲田大学）による「観察データに基づく因果効果推論は可能か」は、「当事者」としての歴史主体（政治家・政党・独

裁者や個人)による、「行為、政策、制度の試行」・「評価」・「理論化」からなる試行錯誤のプロセス全体を、「観察者」である研究者が歴史・統計資料を用いて再現・記述することによって、内的に妥当かつ未来の予想にも役立つ因果推論(「説明的記述法」)の方法論を確立することを主張した。

飯田連太郎会員(東京大学)による「アメリカにおける州レベルの政党再編成」は、1980年代以降のアメリカにおける社会文化争点をめぐる政党分極化を対象として、比較政治分野で用いられる入れ子分析をアメリカの州政治の分析に応用。その結果、中絶争点に関する分極化の速度と進展に州ごとに大きな差異があることを突き止めている。その後、カンザス州の事例研究を通じて変数を特定と仮説の提起を行っている。

多重的手法を強く意識した各報告に対して、飯田健会員(同志社大学)が、豊田報告に対しては説明的記述法と従来までの過程追跡や歴史記述との決定的差異について、佐々木報告に対しては「ニアミス」事例での反実仮想の可能性・外的妥当性について、飯田報告に対しては統計分析の因果パターンが典型的でも事例の因果メカニズムまでもが典型的であるという保証はあるのかなどの質問を提起した。報告者からの応答に続いて、フロアからの質問とそれに対する回答も充実しており、充実したセッションであった。(西川賢)

◆自由企画5「ナショナリズムと境界線をめぐる比較政治学」

司会・討論：国分良成(防衛大学校)

挨拶：河田潤一(神戸学院大学)

問題提起：国分良成「今なぜグローバル化の中、ナショナリズム・民主化・境界線か？」

報告：杉田敦(法政大学)「日本におけるナショナリズム・民主主義・境界線」

羽場久美子(青山学院大学)「EUにおけるナショナリズム・民主主義・境界線」

木宮正史(東京大学)「韓国ナショナリズムの原型とその変容：反外勢・統一から歴史・領土まで」

討論：恒川恵市(政策大学院大学)

冷戦終焉以降、グローバル化と欧州化・地域化の進行の中で、逆にナショナリズムと境界線を巡る地域紛争、民主化過程での不安定化が進行している。これらは世界全体の転換に向けてのうねりの一部なのか、あるいは歴史的な問題がグローバル化の中で軋轢や相克として噴出しているのか。

本パネルは、日本、韓国、欧州における境界線地域の比較により、グローバル化と民主化の進行過程におけるナショナリズムと境界線を巡る各地域の不安定化が、何に根差し、いかなる実態を持ち、いかなる解決方向を目指しているのかを検証しようと企画された。

また本パネルは日本学術会議と比較政治学会の合同パネルとして企画された。河田潤一(日本学術会議会員)の下、杉田敦(学術会議会員、法政)が日本、羽場久美子(学術会議会員、青山学院)が欧州、木宮正史(学術会議連携会員、東京)が韓国の、民族・民主主義・境界線に関する報告を行った。総合司会は国分良成(防衛大学校校長)、討論者は恒川恵市(政策大学院大学)であった。

杉田氏は、21世紀の日本政治を、政治の中長期的弱体化による政治の「脱領域化」「周辺化」ととらえ、「決められる政治」はむしろ政治の無力化、周辺化の象徴であると論じた。羽場氏は、EUとロシアの狭間ウクライナにおける「EUの壁」「シェンゲンの壁」をめぐる欧州の分断、2度目の革命「マイダン革命」による国内の東西分断と、統合・包摂について検討した。木宮氏は、韓国の「抵抗ナショナリズム」と「統一ナショナリズム」の歴史的2側面が、近年「歴史・領土問題」、国家間競争へと転化してきた経緯について論じた。

恒川氏はコメントで、National, Global, Civicの3レベルから、ナショナリズムと民主主義を検討し、またEU内部の心理的境界線と、外との宗教・文化的境界線の高さ、ナショナリズムの相対化と普遍的価値などについての議論を提起した。フロアからも、小選挙区制の功罪、ユーロセントリズムとダブルスタンダード、多様性の問題、黒海沿岸地域協力やアフリカ連合など地域主義の拡大、中国の経済発展と集権政治の行方、福祉・Civic Nationalismの意義と限界など多くの議論が

され、21世紀の民族・民主化・境界を考える上で、示唆に富むパネルとなった。(羽場久美子)

◆自由企画6「21世紀における福祉国家再編の方向性と労働・ジェンダー・若者をめぐる政治：日本、イタリア、イギリスの比較」

司会：伊藤武（専修大学）

報告：辻由希（京都大学）「労働市場におけるジェンダー秩序再編の政治」

本田亜紗子（早稲田大学大学院）「イタリア・プロディ政権による労働市場政策——党派性とEUから見た福祉改革の分岐——」

濱田江里子（上智大学大学院）「若年就労支援政策における『支援』のあり方をめぐる政治：日本とイギリスの比較から」

討論：近藤康史（筑波大学）、水島治郎（千葉大学）

本企画の目的は、労働市場への参加促進を中心に据えた労働市場政策の展開と福祉国家の変容に関する事例分析を通じて、戦後福祉国家の前提であった安定した雇用と家族が変容する中での労働政治を比較分析することであった。

まず辻報告では日本型雇用システムの特徴であるジェンダー秩序の変化が日本の労働政治にいかなる変容をもたらしたのかが検討された。労働市場における労働の「女性化」は女性労働者の量的拡大だけでなく、男性の非正規雇用拡大という質的側面でも進行しており、その結果誰が「一般労働者の代表」なのかをめぐるアクター間での言説政治が重要性を増したことが明らかとなった。

次に本田報告ではヨーロッパの左派政権において福祉政策の違いが生まれる要因として党派性とEUの組み合わせにより政策決定様式が異なる点に着目した検討が行われた。イタリアの中道左派政権を事例にEUの影響が大きい場合は「調整」によるフレキシビリティを、小さい場合には「協調」による多様な労働者を視野に入れた改革がなされることが

示された。

最後に濱田報告では日本とイギリスの若年就労支援政策を事例として取り上げ、両国における支援プログラムの相違は政権党の理念の違いに由来することを明らかにした。その際に特にイギリスでは言説政治の果たす役割が拡大していることを確認した。

これらの報告に対し、近藤会員からは労働政治から言説政治への転換と各国の制度転換の関係性が指摘された。水島会員からは福祉レジームの違いとガバナンスをめぐる政治の違いという視点からのコメントがなされた。伊藤会員からは3報告に共通する新しい社会的リスクへの取り組みは各国にとり政治的に重要な課題であるが、比較政治学としての予測を裏切る面白さがどこにあるのかという根源的な問いが投げかけられた。討論者とフロアからの多くの質問とコメントにより、今後取り組むべき課題の発見もなされる有意義なセッションとなった。(濱田江里子)

◆自由論題5「ヨーロッパの政党政治」

司会・討論：高安健将（成蹊大学）

報告：作内由子（千葉大学）「戦間期オランダの議院内閣制——議会外内閣の機能と限界」

高崎明（城西大学）「ハンス・ダールダの政党研究：その特徴とヨーロッパにおける政党研究発展への貢献」

渡辺容一郎（日本大学）「イギリス労働党のワンネーション・レーバーについて」

討論：成廣孝（岡山大学）

本セッションでは、ヨーロッパの政党政治という大きな括りのなかで、政党と議院内閣制の考察、政党研究の学説史、政党党首の言説分析という、政党政治研究の多様性と豊かさを示す3つの報告が発表された。

作内報告は、オランダにおける特定の時期の議院内閣制が議会外内閣という形態をとったことについて、それが政党間競争のパターンと政党組織のあり方によってもたらされたことを論じた。本報告は、政府・与党の一体化という議院内閣制についての一般的理解が

一面的で、政党の環境と戦略によって議院内閣制の機能のし方にはバラエティがありうることを示すものであった。

高崎報告は、欧州における政党研究の発展のなかで、オランダ出身の政治学者ハンス・ダールダーの研究の意義を探求した。本報告は、ダールダーについて、行動科学主義的なアメリカの政治学と、歴史、思想、制度を重視するヨーロッパの政治学を架橋する政党研究の第1世代と位置づけた。そのうえで、ダールダーの主張として、比較分析の前提としての個々の国の丁寧な分析の必要や社会集団から自動的に派生するのではない政党の戦略的な主体性といった論点が見出された。

渡辺報告は、英国政治のなかでも特に注目されたNew LabourのあとにくるポストNew Labourについて、ポスト・リーマン・ショック、そして緊縮財政のキャメロン政権下という時代状況のなかで考察した。特に、本報告は、2010年党首選をふまえ、エド・ミリバンド党首の率いる労働党の方向性を、One Nation Labourという、党大会演説で用いられた言葉をキーワードに検討した。

討論では、議会外内閣の理論的実証的意味や、学史研究の意義と必要性、ミリバンド率いる労働党の変化の実質と歴史的位置づけなどについて議論が提起された。(高安健将)

◆自由論題6「非民主的体制における政治的ダイナミクス」

司会：増原綾子（亜細亜大学）

報告：溝口修平（東京大学）「競争的権威主義体制における支配政党の成立要因：ロシアとウクライナの比較から」

李昊（東京大学大学院）「中国：権威主義体制への転換——八二年体制の成立——」

討論：永綱憲悟（亜細亜大学）、加茂具樹（慶應義塾大学）

本パネルは、ロシアとウクライナ、中国という非民主的体制における政治的ダイナミクスを扱ったものである。

溝口報告は、競争的権威主義であるロシアとウクライナにおいて2000年代に前者ではエリートの統合が進んで支配政党が成立したのに対して、後者ではエリートの競合状態が継続し支配政党が生まれなかったのはなぜかという問いに基づき、両国の政党システムの比較分析を行った。結論としては、ロシアでは選挙サイクル（下院選直後に大統領選）と政党配置（右派衰退・中道派二分化）が統一ロシア結成を促したが、ウクライナでは下院選から大統領選まで2年間空き、右派政党の台頭で政治エリートが右派と中道派に二分され競合状態が続いたことで支配政党が成立しなかったと論じた。

李報告は、中国の政治体制が毛沢東の個人独裁が強い全体主義から集団指導体制に基づく権威主義へと転換していった時期について1982年を挙げ、体制の転換過程と1982年体制の特徴を論じた。1976年の毛沢東死亡後、華国鋒による非毛沢東化が進められ、華国鋒と鄧小平との権力闘争を経て、1982年に党規約改正と憲法改正で党主席ポスト廃止（権力集中是正）、集団指導体制への移行、国家幹部定年制（世代交代促進）、人民代表大会の機能強化が実現した。これによって全体主義と個人独裁が抑制され、集団指導体制が確立し、開発独裁的な権威主義体制が成立したと結論づけた。

討論では、永綱会員から溝口報告に対して亀裂や資源の有無、指導者の支配手法など両国には複数の相違があることが指摘され、両国の比較の有効性について疑問点が提起された。加茂会員からは李報告に対して1985年の全人代で25%が改選され、鄧小平の支配が確立したとされるが、これをどう解釈するかといった疑問点が提起された。フロアからも質問が相次ぎ、活発な議論が展開された。(増原綾子)

企画委員会から

2015年度研究大会（上智大学、6月27日（土）・28日（日）予定）

「自由企画」および「自由論題」の募集

① 「自由企画」の募集

自由企画は、報告・討論・司会をパッケージにしてご提案頂くものです。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様で企画をご相談の上、グループにてふるってご応募下さい。

② 「自由論題」の募集

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。若手会員の方はもちろん、中堅以上の会員にもご応募いただけることを期待しております。先端的研究や独創的研究をはじめとする、魅力ある自由論題のご応募をお待ちしております。

③ 参加資格

自由論題の報告者、および、自由企画の報告者、討論者、司会については、会員に限ります。ただし、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます（原則として大会2週間前までに事務委託先で入会申請書が受理されていることが必要です）。非会員を含む応募については、入会申請予定であることを明記してください。

いずれも内容のレジュメ（A4用紙1枚程度、ワードファイルもしくはテキストファイルにて作成）を2014年12月15日（月）までに、下記宛に電子メールの添付書類にてお送り下さい。

応募先：企画委員長 岩崎正洋 E-Mail：iwasaki☆mtj.biglobe.ne.jp

自由企画、自由論題の応募それぞれにつき、企画委員会で採否を決定の上、お知らせいたします。開催校との関係等でセッション数に制約があるため、ご希望に添えないことがある旨、ご了解下さい。また応募が採択されました際には、報告用のペーパーを所定の期限までに必ず提出していただくよう、お願いいたします。

自由企画につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。自由論題につきましては、テーマや採択数によって、企画委員会の方でセッションの組み方、司会、討論者などを決めさせていただきます。内容によっては、企画委員会の分科会にて報告をお願いする場合があります。

なお、皆様の企画のご参考に供するために、企画委員会企画の内容について、11月1日の理事会で決定後準備が整い次第、学会ウェブサイトに掲載する予定です。

（岩崎正洋）

オンラインジャーナル編集委員会から

『比較政治研究』(Japanese Journal of Comparative Politics)
論文公募のお知らせ

このたび日本比較政治学会のオンラインジャーナル『比較政治研究』(Japanese Journal of Comparative Politics)が刊行されることになりました。つきましては第1号に掲載する論文を公募いたします。当学会会員で当該年度の会費を納入済みでしたらどなたでも投稿可能です。論文の主題は比較政治に関わるものであれば特に限定しませんが、未発表のものに限ります。方法論、理論、各地域についての実証研究など、幅広いテーマについて理解を深めることを目指しています。分量は日本語の場合3万字以内、英語の場合12,000ワード以内となります。編集委員会アドレス(投稿用)は、jjcp☆jacpnet.sakura.ne.jpです。詳しい投稿規程と執筆要項は学会ウェブサイト(<http://www.jacpnet.org/>)に掲載いたします。『比較政治研究』はアドバンス・アクセス方式を採用し、査読にパスした論文は随時公開される予定です。『比較政治研究』編集委員会は皆様からの論文投稿をお待ちしています。

2014年度オンラインジャーナル編集委員会

浜中新吾(山形大学・編集委員長)

西川 賢(津田塾大学・編集副委員長)

飯田 健(同志社大学)

松本充豊(天理大学)

2013年度決算

自2013年4月1日
至2014年3月31日

収入の部		支出の部	
摘要	金額	摘要	金額
繰越金	8,942,248	2013年度大会開催費	600,000
2013年度会費収入	5,048,000	年報費	1,516,449
雑収入	443	叢書費	-
		会報30号費	113,326
		会報31号費	203,809
		会報32号費	80,388
		理事会会議費	42,495
		編集委員会費	20,000
		企画委員会費	20,000
		ホームページ維持費	18,350
		選挙管理委員会費	77,175
		監事交通費	-
		事務局費	731,959
		名簿費	619,677
		予備費	87,120
		繰越金	9,859,943
合計	13,990,691	合計	13,990,691

一般会計資産	
	金額
郵便振替口座	9,724,800
通常郵便貯金	92,412
現金	42,731
合計	9,859,943

会計監査の結果、上記の収支計算書は適正に表示されていることを認める。

2014年4月12日

日本比較政治学会監事

伊東 孝之 杉浦 功一

2014年度予算

自2014年4月1日
至2015年3月31日

収入の部		支出の部	
摘要	金額	摘要	金額
繰越金	9,859,943	2014年度大会開催費	820,000
2014年度会費	5,000,000	年報費	1,600,000
雑収入	500	叢書費	-
		会報32号費	115,000
		会報33号費	175,000
		会報34号費	175,000
		理事会会議費	45,000
		編集委員会費	21,000
		企画委員会費	21,000
		ホームページ維持費	100,000
		選挙管理委員会費	120,000
		監事交通費	30,000
		事務局費	1,800,000
		名簿費	200,000
		予備費	600,000
		繰越金	9,038,443
合計	14,860,443	合計	14,860,443

2014年度総会報告

6月29日(日) 午後1時00分より東京大学にて、2014年度総会が下記の要領でとり行われました。

1. 開会

- ・平島常務理事の開会宣言に続いて、畑山敏夫理事を議長に選出した。
- ・大串会長より以下の挨拶が行われた。
 昨年の総会で、執行部として取り組んでいる課題を3点ご紹介したので、その結果をご報告したい。

①規約類の改正

久保慶一理事および中井遼会員のご尽力によって原案が確定し、本日の総会でお諮りする。

②オンライン・ジャーナル刊行の検討

磯崎典世理事、浜中新吾理事、岡部恭宜会員、成廣孝会員のご尽力によってオンライン・ジャーナルの形態と業者が決まった。堀江孝司理事、鶴飼健史会員、日野愛郎会員、松尾秀哉会員にお願いして、編集委員会規程、投稿規程など、オンライン・ジャーナルの仕組みの細部に関わる検討をして頂いた。これらの作業を経て、オンライン・ジャーナル発行体制はほぼ整った。誌名は、昨日の理事会で『比較政治研究』(英語名 *Japanese Journal of Comparative Politics*) と決まった。当面、学会のホームページに掲載する。デザインもまもなく決まり、論文の公募もまもなく始まるものと思われる。これから大切に育てて頂きたい。

③会費割引制度の導入

学生やシニアの方などに対する会費割引制度の導入は、小川有美理事および作内由子会員のご尽力でシミュレーションまでは行なったが、具体的にどのカテゴリーの会員にどの程度割引くのかという点については、オンライン・ジャーナルの費用が未確定であったために、2014年度の会費請求の時期までに決められなかった。次の理事会に委ねたい。

この2年間支えてくださった各位に御礼申し上げますとともに、ますます活発な研究報告で学会を盛り上げてくださった会員の皆様にも御礼を申し上げます。

- ・畑山議長より、会場に38名の会員が出席し、168名の委任状が提出されているので、出席総数206名となることが報告された。

2. 各種委員会報告

①企画委員会

網谷委員長より、企画委員会の企画した共通論題が1、分科会が5、そのほかに会員が応募した自由企画が6、自由論題が6あり、活発に会員からの応募を頂いている旨の報告があった。

②編集委員会

遠藤委員長より、年報16号が無事に刊行されたことが報告された。

③渉外委員会

岩崎委員長より、報告ペーパーが6月10日の締切り時点で9割、18日のアップロード日には全てそろっていた旨の報告があった。

④選挙管理委員会

玉田委員長より、3月12日に667名の会員に投票用紙を送り、4月14日の締切り日までに133名が投票し、22日に開票し、得票上位18名を理事候補とした旨の報告があった。

⑤叢書編集委員会

特になし。

⑥ニューズレター委員会

大矢根委員長より、第31号・第32号が刊行された旨の報告があった。また、次号NLに掲載する研究大会の報告の執筆について、関係者への協力の要請があった。(平島常務理事代読)

⑦研究大会開催校

遠藤理事より、大会への参加者は正午時点

で206名、非会員は59名に上り、昨夕の懇親会も130名を超える会員の来場を得た旨の報告があった。また、内部施設の老朽化に対応する工事のため一部でノイズがあったこと、また、設備も古く、ネット環境が不十分であることについて遺憾の意を表明した。

3. 2013年度決算・監査報告

・2013年度決算について、平島常務理事から資料に基づき説明があった後、監事を代表して伊東孝之監事より、2014年4月12日に会計監査を実施し、杉浦功一監事とともに会計資料を照会した結果、収支決算書は適正に表示されていることを確認した旨の報告があった。

・質疑の受付の後、総会として決算を承認した。

4. 2014年度予算案

・平島常務理事から資料に基づき2014年度予算案の説明があり、質疑の受付の後、総会として予算を承認した。

5. 規約等の改正

・議長より、現在、会場に出席しているのは48名で、委任状提出者の168名を加えると出席総数216名となり、会員（676名）の5分の1（136名）を超えているので、規約等の改正の審議の定足数を満たしている旨の宣言があった。

・大串会長より、ニューズレター32号に掲載された9～10頁の趣旨・概要に基づき、規約等改正案について説明があった。

・質疑の受付の後、一括して採決することが承認された。

・採決の結果、議長より、賛成43名、反対0名であることが宣言された。また、委任状の委任先について、議場に委任したものが158通、議長に委任したものが8通、宮地隆廣会員に委任したものが1通、東京大学法学部に委任したものが1通ある旨の紹介があった。

・議長より、現行の「規約」においては規約の改正については出席会員の3分の2以上の賛成、その他の規程については出席会員の過半数の賛成が必要であるところ、いずれの要件も満たされている旨の宣言があっ

た。これにより、規約等改正案は原案通り可決された。

6. 新理事の承認

・大串会長から、以下の報告があった。
理事選挙当選者のうち久保慶一、坪郷實会員及び自分（大串）より理事就任辞退の申し出があり、受理された。この3名を除き、以下の15名の当選人が、理事就任を承諾した。網谷龍介（津田塾大学）、岩崎正洋（日本大学）、遠藤貢（東京大学）、大西裕（神戸大学）、小川有美（立教大学）、大矢根聡（同志社大学）、久保文明（東京大学）、酒井啓子（千葉大学）、仙石学（西南学院大学）、竹中千春（立教大学）、玉田芳史（京都大学）、西川賢（津田塾大学）、浜中新吾（山形大学）、待鳥聡史（京都大学）、宮本太郎（中央大学）[五十音順]。

次いで5月24日に選挙による選出理事からなる理事会選考委員会が開催され、選考委員会による選出理事候補、及び左記候補が辞退した場合の代替候補を選出した。後日、これに従い、理事就任の意思確認を行なった結果、磯崎典世（学習院大学）、上神貴佳（高知大学）、植村和秀（京都産業大学）、宇佐見耕一（アジア経済研究所）、粕谷祐子（慶應義塾大学）、近藤康史（筑波大学）、島田幸典（京都大学）、末近浩太（立命館大学）、中山洋平（東京大学）、根本敬（上智大学）[五十音順]の各会員より就任の承諾を得、25名の次期理事候補が確定した。
・報告後、総会として新理事を承認した。

7. 会長、副会長の承認

・大串会長から、理事会選考委員会と昨日開催の次期理事会会合により、小川有美新理事が次期会長、大西裕新理事が次期副会長に選出された旨の紹介があり、総会として新会長・新副会長を承認した。

8. 新会長挨拶

・小川新会長より挨拶が行われた（下記）。
一般性・理論性の追求と歴史性・地域性へのこだわりという、一見背反するようなことを両立させていくことが本学会として大事だと思っている。
その際、二つの目標を追求する。第一に、

学会への自由である。大串会長の時代に、規約制度の改正や会費割引制度の検討、オンライン・ジャーナル、大会中の託児補助の導入などに次々と手を打っていただいた。第二に、学会からの自由である。この学会はしがらみのないいい学会であり、学会のせいで勉強できないということがなるべくないように、学会を通じて刺激を受け、勉強ができるようにしたい。

一方で人の生き死にかかわる政治学としての真剣勝負、他方で学問としての面白さ、を大切にしていきたい。

9. 常務理事承認、監事承認

- ・小川新会長より、常務理事に網谷龍介新理事、監事に志摩園子会員（昭和女子大学）と若松邦弘会員（東京外国語大学）（改正機関規則附則第1条に基づき、志摩会員については1年任期、若松任期について2年任期）の就任が提案され、総会として新常務理事・新監事が承認された。

10. 各種委員長、運営委員紹介

- ・小川新会長から、以下の通り各種委員長と運営委員を指名したことが紹介された。2015年度企画委員長・岩崎正洋会員、2016年度企画委員長（2015年度企画副委員長）・待

鳥聡史会員、2015年度編集委員長・網谷龍介会員、2016年度編集委員長・岩崎正洋会員、2015年度研究大会開催校理事・根本敬会員、2016年度研究大会開催校理事・植村和秀会員、渉外委員長・上神貴佳会員、選挙管理委員長・磯崎典世会員、ニューズレター委員長・仙石学会員、新設のオンラインジャーナル編集委員長・浜中新吾会員（誌名を関した委員会名になるかもしれない）。オンライン・ジャーナルの刊行に伴い、従来の編集委員会（長）は年報編集委員会（長）に改称する。叢書編集委員会は当面廃止とする。運営委員・孫斉庸会員（立教大学）。

11. 2015年度、2016年度研究大会開催校について

- ・小川新会長から、2015年度大会は上智大学で開催する予定で、6月27日・28日での開催を目指しているが、その前の週になる可能性もあり、確定したらホームページ等で告知すること、2016年度大会は京都産業大学において開催の予定で、6月25日・26日で開催の見込みであるが、これについても確定したらホームページ等にて告知することが報告された。

（事務局）

理事会報告

第49回理事会

洋平、畑山敏夫、待鳥聡史

2014年4月12日に東京大学で第49回理事会が開催されました。

出席：網谷龍介、磯崎典世、遠藤貢、大串和雄、大西裕、大矢根聡、小川有美、小嶋華津子、酒井啓子、島田幸典、仙石学、竹中千春、玉田芳史、田村哲樹、浜中新吾、平島健司、堀江孝司、増山幹高、宮本太郎

委任状：岩崎正洋、久保慶一、坪郷實、中山

・主な討議事項は下記の通りです。

1. 新入会員の承認

- ・12名の新入会の申請があり、申請書を回覧した上で、全員の入会を承認した。新入会員の氏名（50音順）は以下の通り。飯田健、井上あえか、岡田晃枝、奥野淳也、木場紗綾、金兌希、佐々木淳希、杉田敦、新田紀子、半澤朝彦、松井孝太、李昊。

2. 事務局報告

- ・平島常務理事より、以下の報告があった。

- ①前回理事会以後、届出退会者は6名であった。それに加えて、事務委託先の不手際で過去の申請が適切に扱われなかった会員1名の退会希望を確認した。会費の3年未納による退会扱い者は15名である。今理事会で承認・確認された退会者の氏名(50音順)は以下の通りである。市倉英和、榎本珠良、大野拓司、岡田健太郎、小山雅徳、加茂利男、金淳和、呉博群、小林路義、鈴木一人、須田祐子、立石洋子、富田武、パトリシオ・アビナーレス、福田康恵、益田実、丸山真央、森脇俊雅、安武裕和、山代勝彦、阮云星、Nick Fraser。これをもって現時点の総会員数は672名となる。これまでは総会・理事会の把握する会員数と、事務委託先が把握する会員数と間にずれがあった。双方の間で会員リストの点検と照合を進めた結果、ようやく会員数が一致したので、672名と確定した。事務委託先には情報管理態勢を見直すよう申し入れるとともに、事務局としても今後とも注意深い運用をこころがける。
 - ②前回理事会において、年報掲載論文を他言語で他の媒体に発表する場合、年報での掲載の予定を付記することを条件として認めることと決定されたが、その後、ミネルヴァ書房からこの点について承認を得た。
 - ③オンライン・ジャーナルの刊行に関連し、大串会長からミネルヴァ書房の編集部に対して同計画を伝えるとともに、従来通り紙媒体の刊行を重視する姿勢を強調するメールを送付した。
 - ④事務委託先の学協会サポートセンターは、前事務局の時期から不適切な対応を重ねていたため、事務局は同センターの責任者と直接担当者との間で会合をもち、これまでの対応の不備を確認するとともに、今後の改善について具体案を提示するよう求めた。協議の結果、直接担当者の齋藤氏に加え、業務全般を統括する河西氏がダブルチェックを行う体制で臨むこととなった。今後の事務委託先変更の可能性を含め、同センターの対応を注視するよう次期理事会に引き継ぐ予定である。
3. 2013年度決算について
 - ・平島常務理事より、費目ごとの説明があり、事務委託先からの請求が年度末であったため、本来2013年度に処理すべき支出が2014年度にずれ込んだが、それ以外は概ね予算通りの支出であったことが報告された。また、会計監査が実施され、伊東孝之・杉浦功一両監事から了承を得た旨の報告があった。両監事を代表して杉浦監事より、関係書類を綿密に検査し、適切に会計処理がなされていることを確認したとの報告があった。審議を経て、理事会は決算を承認した。
 - ・同じく両監事を代表して杉浦監事より、今後の検討事項として、①振込手数料が割高に見えるが改善の余地がないか、②繰越金が納入金の倍近くにまで迫っている現状はよくないのではないか、との指摘があった。前者については、事務局が他の選択肢を検討することとした。後者に関しては大串会長より、年度末の時期にあたる事務委託先からの請求が遅すぎたために支払いの実行が今年度にずれ込んだこと、オンライン・ジャーナル刊行の実現や会費割引制度の導入などによって長期的には学会の財政が均衡に向かう旨の説明があった。
 4. ニューズレター委員会から
 - ・大矢根委員長より、ニューズレター32号が3月末に刊行されたことが報告された。
 5. 編集委員会から
 - ・遠藤委員長より、年報16号に9名から投稿があり、そのうち6名の原稿が査読によって掲載可とされ、研究大会の共通論題報告を元にした3本と合わせて9本掲載で確定した旨の報告があった。
 6. 渉外委員会から
 - ・岩崎委員長より、6月の大会に向け、開催校理事、企画委員会委員長と連絡を取り合い、報告論文のウェブサイトへの掲載、そこからのダウンロードなどに関して、既に打合せを済ませた旨の報告があった(平島常務理事代読)
 7. 選挙管理委員会から
 - ・玉田委員長より、理事選挙の実施状況について、有権者は676名であったこと、投票

用紙は4月14日必着であり、4月21日ないし22日に開票する予定であることなどが報告された。

8. 研究大会開催校から

①2014年度開催校（東京大学）

- ・遠藤理事より準備状況について説明があった。
- ・大串会長より、建物内部の避難経路図の準備がないので、大会当日は司会者が非常口のサインを事前に確認するよう依頼があった。

②2015年度開催校（上智大学）

- ・大串会長より、総合グローバル学部の根本敬会員が実行委員長をつとめること、同じく総合グローバル学部の岸川毅会員、および外国語学部の河崎健会員が根本委員とともに実施体制を組むことになった旨の報告があった。

③2016年度開催校（京都産業大学）

- ・大串会長より、京都産業大学の植村和秀会員から、大会準備の順調な進捗についての連絡を受けた旨の報告があった。

9. 2014年度予算案について

- ・平島常務理事より、2014年度の予算案について説明があった。支出については、消費税アップ分の増額を施した点、また、昨年度末に事務委託先からの請求が遅れたために未払いとなって残った費目、2015年度の名簿作成のためのアンケート費用が計上されている点などについて説明があり、審議の結果、承認された。

10. 企画委員会から

- ・網谷委員長より、自由企画・自由論題と登壇者について提案があった。自由企画の一つについては、討論者に予定されていた会員一名が登壇しないことが判明したため調整を続けることを確認した上で承認された。また、企画提案時に未入会であった参加予定者10名のうち、今回の理事会までに9名の入会が承認されたが、自由論題の一つに討論者として参加する予定の残り1名については今月中に入会手続きを完了するよう改めて依頼する旨の報告があり、承認された。

- ・同じく網谷委員長より、企画委員会企画に2名の非会員の登壇が予定されているが、余人をもってかえがたい旨の説明があり、承認された。

- ・同じく網谷委員長より、日本学術会議による自由企画の今後の取り扱いについて問題提起があった。学術会議の政治学委員会の方針が今後変更される可能性にも鑑み、開催形式について今期理事会では結論を出さず、問題意識を次期理事会に申し送ることが決定された。

11. 研究大会時の託児サービス提供について

- ・大串会長から2014年度研究大会における託児サービスに関する提案の内容について説明があった。審議の結果、以下の内容が承認された。開催校が近隣の託児所に関する情報を提供し、それらの託児所を利用した場合の利用代金を学会が補助する。補助の対象はゼロ歳児から小学6年生までとし、補助額は、会員1人あたり4000円までは全額を、4000円を超える分については半額を、1万円を上限として学会の予備費から支出する。補助を申請できるのは、会員のうち前年度までの会費を納入済みの者であり、当該年度の新入会員は全員に申請資格がある。子供の数は制限しないが、補助額の限度は子ども1人あたりではなく、会員1人あたりに適用される。保護者が複数おりいづれもが会員である場合は、それぞれが別の子どもを預ける形にして補助金を受け取ることができる。託児所において万が一事故が起こった場合、開催校および事務局は責任を負わない。申し込みと補助金を受け取る手続きは、補助を希望する会員が、開催校が定める期日までに開催校が指定する方法によって託児補助申請を提出する。また、大会終了後1週間以内に、開催校に託児所の領収書（コピー可）と補助金振り込み先の口座情報を送付する。開催校は事務局に託児補助申請の一覧を提供し、研究大会終了後に託児所の領収書（コピー可）と補助金振り込み先の口座情報をとりまとめて送付することとする。以上を緩やかな原則として、今後は開催校が状況に応じて修

- 正を勘案し、理事会に諮ることとする。
12. オンライン・ジャーナル編集委員会規程および投稿規程について
- ・編集・査読体制検討WG座長の堀江理事より、編集委員会規程と投稿規程の原案、および雑誌名の原案について説明があった。逐条で検討を加えて原案を修正し、WGが今後進める詰め作業の土台案を決定した。
 - ・編集委員会規程については、原案に以下の修正を加えることが決定された。
- ①第2条第1項：「原則4名以上」を「4名以上」とする。
 - ②第2条第4項：「編集委員は」を「編集委員は、」とする。
 - ③第3条：編集委員長、編集副委員長、編集委員の任期をそれぞれ「2年」から「1年」とする。
 - ④第4条第2項：「主催」を「主宰」とする。
 - ⑤第5条：「編集委員会委員」を「編集委員会の構成員」とする。
 - ⑥第6条第2項：「編集委員会委員」を「編集委員会の構成員」とし、「氏名は明かしてはならない」を「氏名を明かしてはならない」とする。ただし、理事会が投稿者の氏名を必要とする事態がありうるので、その可能性を排除しない書き方とする。
 - ⑦第6条第5項以下：審議の結果、次のような方針が承認された。査読要領を編集委員会規程から独立させ、査読要領には柔軟性を持たせる。論文掲載の最終判断権が査読者ではなく編集委員会にあることを明確にする。査読の回数は2回とし、再査読の結果はX（掲載可）またはY（掲載不可）とする。ただし査読者がXまたはYに条件をつけることを妨げない。条件が満たされたかどうかの判断は、原則として編集委員会がこれを行う。また、査読結果が割れた場合も編集委員会が判断する。第10項については（案A）の通り、審査結果の通知には期限を定めない。
 - ・投稿規程については、審議の結果、以下の通り原案の両論併記の部分について決定し、また原案を修正した。
- ①第2条：使用できる言語は、日本語または英語とする。
 - ②第3条：原案通り、投稿できる論文は未発表のものに限る。
 - ③第4条：「他の雑誌との二重投稿はできません」とする。
 - ④第6条：論文の分量は、日本語で3万字以内、英語で12000ワード以内とする。ただし英語論文の換算基準についてはさらに検討する。
 - ⑤第7条：「本誌は原則として年1回発行されますが、査読にパスした論文は、アドバンス・アクセスとして随時公開します。」とする。
 - ⑥第8条：「ただし、」以下を削除する。
 - ⑦第9条：40字×30行は日本語論文の体裁なので、英語論文の体裁についても指示する。
 - ⑧第9条および第10条：「概要」と「キーワード」は日本語論文なら日本語、英文なら英語とする。
 - ⑨投稿規程で、英文の校閲は投稿者の責任において行う旨を明示する。
 - ⑩第13条：英文タイトルと英文要約の校閲を投稿者の責任において行うことをさらに強調する。
 - ⑪第15条：「他者の著作権を侵害したと認められる場合」を、「他者の著作権等を侵害したと認められる場合」とする。
 - ⑫第16条：論文の体裁と形式を統一するために、別に執筆要領を用意する。引用文献の表示方式は、章末文献リスト方式とする。なお、原案が用いた漢数字はローマ数字とする。
- ・オンライン・ジャーナルの誌名については会員に向けて一般公募を行うこととした。
13. オンライン・ジャーナルとの業者契約について
- ・オンライン・ジャーナルWG座長の磯崎理事より、ホームページ作成、デザインを委託する業者について複数の業者の見積を元にした説明があり、審議の結果、白峰社との契約を進めることを決定した。ただし当該業者との交渉の開始は、次期理事会に委ねることとした。

14. 会費割引制度における割引額について
 - ・大串会長より、導入がすでに決定されている会費割引制度の具体的な割引額の決定について、今期の理事会では決定せず、次期の理事会に引き継ぐ旨の提案がなされ、承認された。
15. 2009年度以降の学会年報pdf版の一般公開について
 - ・平島常務理事より、2009年度以降の学会年報pdf版の扱いに関して、J-Stageへの掲載業務をミネルヴァ書房に委託する場合の費用として、1章あたり1万円の金額が提示された旨の報告があった。高額であるため、ミネルヴァ書房に委託することは決定せず、他の業者に当たるか、J-Stageではなく学会のホームページ上で公開するか、あるいは公開を断念するかという選択肢を含めて、次期の理事会に申し送ることが決定された。
16. 次回理事会の日程について
 - ・平島常務理事より、次回理事会は、研究大会初日の6月28日(土)午前11:30~午後0:10に東京大学で開催すること、また理事会の弁当を省略する点について提案があり、承認された。

第50回理事会

2014年6月28日に東京大学で第50回理事会が開催されました。

出席：網谷龍介、磯崎典世、岩崎正洋、遠藤貢、大串和雄、大西裕、大矢根聡、小川有美、酒井啓子、島田幸典、仙石学、玉田芳史、田村哲樹、坪郷實、中山洋平、畑山敏夫、浜中新吾、平島健司、堀江孝司、増山幹高、待鳥聡史、宮本太郎

委任状：久保慶一、小嶋華津子

欠席：竹中千春

- ・主な討議事項は下記の通りです。
- 1. 新入会員の承認
 - ・8名の新入会の申請があり、申請書を回覧した上で、全員の入会を承認した。
- 2. 事務局報告
 - ・平島常務理事より、以下の報告があった。
- ①会員の異動について
 - 前回理事会以後、届出退会者は4名である。新入会8名を加えて、現時点での会員総数は676名である。
- 3. 次期理事会の理事と役員の選出について
 - ・理事選挙の結果について、玉田委員長より、以下の報告があった。4月14日に投票を締め切り、4月22日に開票作業を行った。18名が当選したが3名が事情により辞退したため、以下の15名を選挙による選出理事とした。網谷龍介(津田塾大学)、岩崎正洋(日本大学)、遠藤貢(東京大学)、大西裕(神戸大学)、小川有美(立教大学)、大矢根聡(同志社大学)、久保文明(東京大学)、酒井啓子(千葉大学)、仙石学(西南学院大学)、竹中千春(立教大学)、玉田芳史(京都大学)、西川賢(津田塾大学)、浜中新吾(山形大学)、待鳥聡史(京都大学)、宮本太郎(中央大学)[五十音順]。
 - ・理事会選考委員会の結果について、大串会長より以下の報告があった。5月24日に選挙による選出理事による理事会選考委員会が開催され、互選により小川有美次期理事(現・副会長)を次期会長候補に選出するとともに、大西裕次期理事を次期副会長候補に選出した。その後、辞退した当選人3名(大串和雄・久保慶一・坪郷實)の補充も含めて、選考委員会による選出理事候補、及び左記候補が辞退した場合の代替候補を選出した。後日、これに従い、理事就任の意思確認を行なった結果、磯崎典世(学習院大学)、上神貴佳(高知大学)、植村和秀(京都産業大学)、宇佐見耕一(アジア経済研究所)、粕谷祐子(慶應義塾大学)、近藤康史(筑波大学)、島田幸典(京都大学)、末近浩太(立命館大学)、中山洋平(東京大学)、根本敬(上智大学)[五十音順]の各会員より就任の承諾を得、25名の次期理

事候補が確定した。

4. 編集委員会から

- ・遠藤委員長より、年報16号が9本の論文を掲載して無事に刊行された旨の報告があった。
- ・網谷次期委員長（年報17号担当）より、大会の開催が例年より1週間ほど遅いため、年報17号の原稿応募が低調であり、締切りを7月14日頃まで2週間ほど延長させる旨の報告があった。

5. 企画委員会から

- ・網谷委員長から、大会企画の準備が順調に進んでおり、ペーパーの提出も、岩崎渉外委員長と相談の上、例年より締切りを10日遅らせ6月10日とする一方で、締切り厳守と周知した結果、6月18日の公開日には全てアップロードすることができた旨の報告があった。
- ・同じく網谷委員長から、非会員の登壇者について藤田泰昌（長崎大学）、石田淳（大阪経済大学）、佐々木優（ワシントン大学大学院）の計3名のチェック漏れがあり、4月の理事会で承認を得ていない旨の報告ならびに経緯の説明と謝罪があった。今後の対策として、非会員の登壇者の事前チェックと連絡を徹底するよう岩崎次期企画委員長に引き継ぐ旨の表明があった。審議の結果、左記3名の登壇を特例として認めることが承認された。

6. 研究大会開催校から

- ・遠藤理事より、今年度から（理事交代年には）大会開始前に理事会を開催するため参加者数は把握できていないものの、研究大会の準備が順調に進んでいること、ただし法文1号館が工事中のため若干の不便が予想されること、設備が古く、特にIT設備の老朽化が深刻で、プロジェクターがいきなりダウンする可能性があることが報告された。

7. 2015年度研究大会の日程について

- ・大串会長より、上智大学の根本敬会員からの連絡に基づき、学内手続きが秋以降のため確定できないものの、6月27日・28日での開催を目指しているが、それが難しい場合には第2候補として6月20日・21日の可能性も想定している旨の報告があった。
- ・同じく大串会長より、京都産業大学の植村和秀会員からの連絡に基づき、6月25日・26日で会場を仮予約している旨の報告があった。

8. オンライン・ジャーナル関係の規程類および誌名について

- ・大串会長の進行により、編集委員会規程、投稿規程（日本語の字数と英語の語数の換算率を2.5:1とすることを含む）、投稿規程、査読要項、執筆要項の各原案が、後二者の誤字・体裁の修正を前提に承認された。次いで誌名について、日本語名・英語名についてそれぞれ投票した結果、『比較政治研究』（英語名 *Japanese Journal of Comparative Politics*）が選ばれた。
- ・オンライン・ジャーナルの誌名決定に伴い、理事の中より紙媒体の年報の英語名について問題提起があり、次期理事会で検討することが申し合わされた。

9. 2014年度総会での各種報告の内容について

- ・各委員会の報告内容について確認がなされた後、平島常務理事から、事務局は会員数について報告した後、2013年度決算、2014年度予算、そして規約改正案について前回理事会の承認を得たとおりの内容で総会に諮る予定であることなど総会の進行について説明があり、承認された。

10. その他

- ・大串会長から、任期を終了するにあたって、理事各位への謝意が示された。

（事務局）

日本比較政治学会規約 (2014年6月29日改正)

(規約本文)

第1条 本会は日本比較政治学会 (Japan Association for Comparative Politics) と称する。

第2条 本会は、比較政治の研究を促進し、内外の研究者相互の交流を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- 1) 内外の研究者相互の連絡および協力の促進
- 2) 年次大会・研究会・講演会などの開催および機関誌等の発行
- 3) 内外の関係諸学会との交流および協力
- 4) その他、理事会が適当と認めた活動

第4条 本会の会員は、ひろく政治学や地域研究の研究・教育に関心を有する者で、会員2名の推薦を受け、理事会で入会を認められた者とする。

第5条 会員は、別に定める会員規則を遵守しなければならない。

第6条 本会の運営のために、以下の役員を置く。

- 1) 会長、副会長、常務理事 各1名
- 2) 理事 25名以内
- 3) 監事 2名

第7条 理事のうち18人は会員の投票によって選出し、会長および副会長は投票によって選ばれた理事により互選する。

(2) その他の役員の選出は、別に定める役員選出規程にしたがって実施する。

(3) 役員の就任にあたっては、総会の承認を必要とする。ただし、欠員が生じた際に補充により、または代行として任命された役員は、就任後に行われる定期総会までの間、総会の承認なしにその職務を遂行することができる。その場合、会長は、就任後に行われる定期総会において、補充または代行による役員就任について報告し、前任者の任期がその後も残っている場合にはその残存期間に関する職務遂行について総会の承認を得なければならない。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 理事は理事会を組織し、会務の決定

および執行を担当する。

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、常務理事は学会の事務を統括する。

第11条 監事は会計および会務の執行を監督する。

第12条 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

(2) 総会の臨時の開催および招集に関しては、別途これを定めるものとする。

(3) 総会の招集に際しては、理事会は原則として、1ヶ月前までに書面で会員に開催を通知しなければならない。

(4) 総会の議決は出席会員の多数決による。

第13条 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

第14条 本会の解散については、別途定める。

附則 本規約は1998年6月27日より発効する。

(2014年6月29日改正)

<会員規則>

第1条 本会の会員となることのできる者は、ひろく政治学や地域研究を専攻する者、および政治学や地域研究の研究・教育に関心を有する者で、かつ理事会の承認をえた者である。

第2条 入会を希望する者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、かつ推薦者として会員2名の署名をえたうえで、申込書を理事会に提出しなければならない。

第3条 大学院在籍者であって本会に入会しうるのは、修士課程を修了した者、あるいはそれに相当する資格を有する者に限られる。

第4条 理事会の承認と会費納入の確認によって会員資格が発生する。

第5条 会員は、総会の定める会費を納めなければならない。

(2) 会員の納める会費は、年8,000円とする。ただし理事会は、各種の割引制度を設けることができる。

第6条 会員は、退会を希望するときは、理

事に退会を申し出なければならない。ただし退会を申し出るときは、当該年度までの会費の納入を完了していなければならない。

(2) 前項の条件を満たして退会届を理事会に提出した会員は、当該年度末日をもって会員資格を失う。ただし、役員選出規程に定める役員の選挙権・被選挙権については、退会届が受理された日をもってその権利を失うものとする。

第7条 会員が逝去したときは、逝去した日時をもって退会したものとする。

第8条 会費を3年以上滞納した者は、理事会の決定により、滞納3年目の年度末をもって退会したものとみなすことができる。但し、会費滞納により退会したとみなされた者は、理事会の議を経て滞納分会費を納入することにより、会員資格を回復することができる。

第9条 会員は、当会の事業に関与するにあたり、規約第2条に定められた本会の目的を理解し、法的・倫理的な規範を遵守する義務を有する。

第10条 会員が前条の義務に反する行動をとり、本会の名誉を著しく害したときは、理事会は、当該会員に対して処分を科すことができる。処分の内容は理事会の決定による。

第11条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。

(2014年6月29日改正)

<機関規則>

第1条 本会に以下の役員を置く。

- 1) 会長、副会長、常務理事 各1名
- 2) 理事 25名以内
- 3) 監事 2名

第2条 役員を選出については、別に定める役員選出規程にしたがって実施する。

第3条 役員任期は、総会によってその就任が承認された日から、2年後の定期総会の開催日までとする。ただし監事のうち1名は偶数年の、もう1名は奇数年の定期総会からその任期を開始するものとする。役員再任は妨げない。

(2) 前項の規定にかかわらず、補充により、または代行として就任した会長、副会長、理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 会長、常務理事、運営委員は、その任

期の終了後、新任の理事・常務理事・運営委員の態勢が整うまでの間、新任の会長の了解の下で、残務処理に当たることができる。

第4条 理事は理事会を構成し、会務の決定および執行を担当する。

(2) 理事に欠員が生じたときは、理事会が補充のため理事を任命することができる。

第5条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 不測の事態により会長の職務遂行に支障が生じた場合には、理事会の承認の下で副会長が会長の職務を代行する。

第6条 副会長は会長を補佐する。

(2) 不測の事態により副会長の職務遂行に支障が生じた場合には、理事会の承認の下で常務理事が副会長の職務を代行する。

第7条 常務理事は学会の事務を統括する。

(2) 不測の事態により常務理事の職務遂行に支障が生じた場合には、理事会の承認の下で会長が理事会の構成員の中から常務理事代行を指名することができる。

第8条 監事は会計および会務の執行を監督する。

(2) 不測の事態により監事の職務遂行に支障が生じた場合には、理事会が会員の中から監事代行を任命することができる。

第9条 会長は会員の中から若干名の運営委員を任命することができる。

(2) 運営委員は会長と常務理事の指揮の下で学会の事務作業を担当する。

第10条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。

(2) 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11条 本規則は、会員の5分の1以上が出席する総会で出席会員の過半数の同意がなければ、変更することができない。

附則

第1条 旧学会規約第7条に基づいて2014年度定期総会で就任する2名の監事のうちの年長の1名は、改正機関規則第3条の施行のため、その任期を2015年度の定期総会までとする。

(2014年6月29日改正)

<総会規程>

第1条 会長は毎年少なくとも1回、会員の総会を招集しなければならない。

第2条 会長は必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第3条 会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第4条 総会（臨時総会を含む）に定足数は設けない。総会に出席しえない会員は書面により他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席とみなす。

第5条 本規程は、会員の5分の1以上が出席する総会（臨時総会を含む）において、その出席会員の過半数の同意がなければ、これを変更することができない。

第6条 本学会は会員の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。

(2014年6月29日改正)

<役員選出規程>

第1条 理事18名以内を会員の投票により選出する。

第2条 投票が行なわれる年の前年の12月15日現在において会員である者は選挙権および被選挙権を有す。ただし、投票最終日時点で会員でない者による投票と、その者への投票は無効とする。

第3条 会員の選挙権および被選挙権の公表は会員名簿およびその一部修正によって行なう。

第4条 選挙事務をとり行なうため、会長は選挙管理委員長を任命する。

(2) 選挙管理委員長は3名以上5名以下の会員により、選挙管理委員会を組織する。

第5条 選挙は選挙管理委員会発行の、所定の投票用紙により郵送で行なう。

(2) 投票用紙は名簿と共に3月中に会員に郵送するものとする。

(3) 投票は4月中旬までに選挙管理委員会に到着するように郵送されなければならない。

(4) 投票は無記名とし、候補者5名を連記するものとする。記名された者が5名に満たない投票も有効とする。

第6条 選挙管理委員会は、投票締め切り後ただちに開票を完了し、得票順に18位までの当選人を決定し、5月中旬までに会長および当選人に正式に通知しなければならない。

(2) 最下位に同点者がある場合には、年長者を採る。

(3) 理事になることを辞退する当選人は、選挙管理委員会からの当選通知後ただちにその旨を会長に伝えなければならない。この場合当選人の繰り上げ補充は行なわない。

第7条 前条第1項の当選人は、次期役員選考委員会を構成する。

(2) 会長は、前条第1項の当選人の確定後、すみやかに次期役員選考委員会を招集しなければならない。

(3) 会長は、次期役員選考委員会の議長を務める。ただし議長は議決に参加することはできない。副会長、常務理事、運営委員は次期役員選考委員会に陪席し、発言することができる。

(4) 次期役員選考委員会は、互選で次期会長および次期副会長を選出する。

(5) 次期役員選考委員会は、専攻、年齢、勤務地などに留意して、6名以内の理事を選出する。このとき、前条第3項によって生じた欠員もあわせて補充することができる。

(6) 前条第1項の当選理事および前項により選出された理事は、次期理事会を構成する。

第8条 次期会長は、総会までに会員の中から次期常務理事を任命する。

(2) 次期常務理事は、他の理事とともに次期理事会を構成する。

第9条 監事は、理事会が会員の中から選出する。理事会の任期終了と入れ違いに就任する監事についても、次期理事会ではなく現理事会が選出する。

第10条 次期の会長、副会長、常務理事、理事、監事の就任にあたっては、総会の承認を必要とする。

第11条 本規程は、会員の5分の1以上が出席する総会で過半数の同意がなければ、変更することができない。

(2014年6月29日改正)

会員の異動

*この欄は、ホームページでは公開していません。

事務局からのお知らせ

1. 2014年6月に開催された研究大会・総会は盛会のうちに終了することができました。大会開催校の皆様をはじめ、会員各位の御協力に感謝申し上げます。
2. 2014年7月をもちまして、学会事務局は立教大学に移りました。これまで事務を担当してこられた大串和雄前会長、平島健司前常務理事、五百旗頭薫前運営委員をはじめ、旧事務局（東京大学）の皆様にご挨拶申し上げます。
3. 2014年度総会（2014年6月29日）で日本比較政治学会規約の改正が承認されましたので、本ニューズレターおよび学会ウェブサイトに掲載いたします。
4. 来年2015年度の研究大会は、6月27日（土）・28日（日）に上智大学で開催される予定です。企画・報告の公募については、本ニューズレターの13頁をご覧ください。
5. 日本比較政治学会のオンラインジャーナル『比較政治研究』（Japanese Journal of Comparative Politics）が刊行されることになりました。論文の公募については、本ニューズレターの14頁をご覧ください。
6. 前年度の会費を納入されている会員の方、ならびに今年度に入会された方には、年報16号をお送りしました。お手元に届いていない場合は、事務委託先の学協会サポートセンターまでお問い合わせ下さい。連絡先は以下の通りです。

〒231-0023 横浜市中区山下町194-502
学協会サポートセンター 「日本比較政治学会」係
TEL：045-671-1525 FAX：045-671-1935
E-mail：scs☆gakkyokai.jp（☆を@に交換してください）

日本比較政治学会ニューズレター 第33号 2014年10月

日本比較政治学会 Japan Association for Comparative Politics

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学法学部 孫斉庸研究室気付

FAX：(03) 3983-0174

Email：jacp☆rikkyo.ac.jp（☆を@に交換してください）

ホームページ：http://www.jacpnet.org/